



第46回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2018年5月17日（木曜日）午前10時

開催場所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
当社札幌本社6階会議室（ニトリ麻生店階上）

議案

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

6名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案

会計監査人選任の件

目次

第46回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	17
連結計算書類	40
計算書類	42
監査報告書	44

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送またはインターネットにより議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。



郵送



インターネット

株式会社ニトリホールディングス

証券コード：9843

行使期限：2018年5月16日（水曜日）午後6時30分

ニトリの理念

「ロマン」を原点に、「ビジョン」の実現をめざし続けます。

「日本人の住まいを、アメリカのように豊かなものにしたい」

1972年に訪れたアメリカで目の当たりにした光景に、驚嘆し、大きな感銘を受けました。

日本の3分の1の価格、使用者目線で考えられた品質、色やスタイルで統一された品揃え、そしてそれを実現し、一般大衆の“日常の暮らし”を支えている数多くのチェーンストアの存在。

「いつかそのような店をつくりたい」「豊かな日常に貢献できる会社でありたい」

ニトリグループはあのときの感動・共感・決意を原点として事業に取り組んでいます。

そして今、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマン（大志）のもと、アジアを中心にそのチャレンジを拡げています。業界慣行や過去の成功体験にとらわれず、現状否定を繰り返し、お客様に“豊かさ”を提供し続けることこそが、わが社の存在意義。

お客様をはじめとした、わが社を支えてくださるすべてのステークホルダーの皆様にとって「お、ねだん以上。」であり続けるために、これからも改革への挑戦を続けてまいります。

2018年4月

代表取締役会長 似鳥 昭雄

代表取締役社長 白井 俊之

ロマン

住まいの豊かさを世界の人々に提供する。

ビジョン

2032年、3,000店舗・売上高3兆円

証券コード 9843

2018年4月25日

株 主 各 位

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリホールディングス

代表取締役社長 白井俊之

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って、2018年5月16日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年5月17日（木曜日）午前10時

2. 場 所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
当社札幌本社6階会議室

3. 会議の目的事項

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第46期（2017年2月21日から2018年2月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第46期（2017年2月21日から2018年2月20日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| | 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| | 第3号議案 会計監査人選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nitorihd.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。

従いまして、本提供書面は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2018年5月17日（木曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

● 書面による議決権行使 ●



行使期限

2018年5月16日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

● 電磁的方法（インターネット）による議決権行使 ●



行使期限

2018年5月16日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



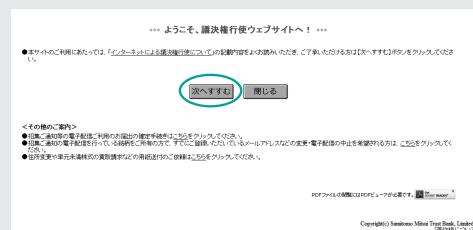
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード*」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

* QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

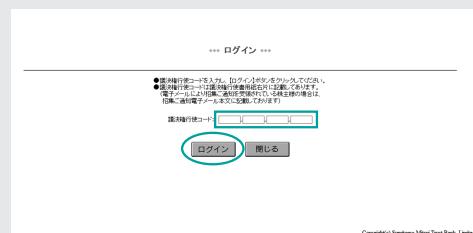
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1 <input type="checkbox"/> 再任	にとり あきお 似鳥 昭雄	代表取締役会長	13回中12回 (92.3%)
2 <input type="checkbox"/> 再任	しらい としゆき 白井 俊之	代表取締役社長	13回中13回 (100%)
3 <input type="checkbox"/> 再任	いけだ まさのり 池田 匡紀	専務取締役 海外販売事業担当	13回中13回 (100%)
4 <input type="checkbox"/> 再任	すどう ふみひろ 須藤 文弘	専務取締役 店舗開発部ゼネラルマネジャー	13回中12回 (92.3%)
5 <input type="checkbox"/> 再任	たけだ まさのり 武田 政則	常務取締役 株式会社二トリ常務取締役 商品部ゼネラルマネジャー	10回中10回 (100%)
6 <input type="checkbox"/> 再任	あんどう たかはる 安藤 隆春	社外 独立 社外取締役	13回中12回 (92.3%)

候補者
番号

1

再任

にとり あきお
似鳥 昭雄 (1944年3月5日生)所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
3,409,612株 13回中12回 (92.3%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1972年3月 当社設立 専務取締役
 1978年5月 当社代表取締役社長
 2003年2月 P.T.MARUMITSU INDONESIA (現 P.T.NITORI FURNITURE INDONESIA) 取締役
 株式会社マルミツ (現 株式会社ニトリファニチャー) 取締役 (現任)
 2003年10月 MARUMITSU-VIETNAM EPE (現 NITORI FURNITURE VIETNAM EPE) 取締役 (現任)
 2009年11月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長
 2010年3月 株式会社デコホーム代表取締役社長 (現任)
 2010年5月 明応商貿(上海)有限公司董事長
 2010年8月 株式会社ニトリ代表取締役社長
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長
 2011年8月 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長
 2012年5月 NITORI USA,INC.取締役会長
 2013年6月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長兼社長
 2014年5月 株式会社ニトリ代表取締役会長 (現任)
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長
 株式会社ニトリファシリティ代表取締役会長 (現任)
 2015年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長
 2015年5月 株式会社ホームロジスティクス取締役最高顧問
 2016年2月 当社代表取締役会長 (現任)
 2016年5月 コーナン商事株式会社社外取締役 (現任)
 2016年6月 似鳥(中国)投資有限公司董事長
 2017年3月 株式会社ニトリパブリック取締役ファウンダー (現任)
 2017年5月 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー (現任)
 株式会社イズミ社外取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、1972年に当社を設立し、以来当社のロマンである「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」の実現に向け、常に優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して、会社を牽引し、一家具店を日本最大級のホームファニッシングチェーンに成長させるまでに至りました。今後も、経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督機能を担う取締役として、適任と考え、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

しらい
白井

としゆき
俊之

(1955年12月21日生)

所有する当社株式の数
41,652株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2001年5月 当社取締役
 2004年5月 当社常務取締役
 2008年5月 当社専務取締役
 2010年5月 当社取締役専務執行役員
 2010年8月 株式会社ニトリ取締役
 株式会社ホームロジスティクス取締役
 2010年12月 株式会社ニトリ取締役商品部ゼネラルマネジャー
 2012年5月 NITORI USA,INC.取締役
 2014年5月 当社代表取締役副社長
 株式会社ニトリ代表取締役社長 (現任)
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長
 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長 (現任)
 2015年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役社長
 2015年5月 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 (現任)
 2016年2月 当社代表取締役社長 (現任)
 2017年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 (現任)
 似鳥 (中国) 投資有限公司董事長 (現任)
 株式会社ホーム・デコ代表取締役会長 (現任)
 2017年4月 似鳥 (太倉) 商貿物流有限公司董事長 (現任)
 2017年6月 株式会社カチタス社外取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、入社以来、店舗運営、人事、商品開発、物流、海外事業等、幅広い業務経験を有し、2014年5月から株式会社ニトリにおいて、また2016年2月からは当社において、代表取締役社長を務める等、経営に関しても豊富な経験・知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮に、その能力・経験を活かすことができると考え、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

いけだ まさのり
池田 匡紀 (1957年2月22日生)

所有する当社株式の数
37,806株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2001年5月 当社取締役
2004年5月 当社常務取締役
2010年5月 当社常務執行役員
2010年8月 株式会社二トリ店舗運営部ゼネラルマネジャー
2014年5月 当社専務取締役
株式会社二トリ専務取締役商品部ゼネラルマネジャー
2015年10月 当社専務取締役中国販売事業担当
株式会社二トリ専務取締役（現任）
2016年6月 似鳥（中国）投資有限公司総経理
2018年4月 当社専務取締役海外販売事業担当（現任）

取締役候補者とする理由

候補者は、入社以来、商品開発、営業企画、経営計画、店舗運営、海外事業等、幅広い業務経験を有し、現在、当社及び株式会社二トリにおいて専務取締役を務める等、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

すどう ふみひろ
須藤 文弘 (1956年5月5日生)

所有する当社株式の数
12,826株

取締役会への出席状況
13回中12回 (92.3%)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月 株式会社島忠入社
2000年9月 株式会社関西島忠代表取締役
2001年4月 当社入社
2005年5月 当社執行役員
2008年5月 当社常務取締役
2010年5月 当社常務執行役員店舗開発部ゼネラルマネジャー
2014年5月 当社専務取締役店舗開発部ゼネラルマネジャー（現任）

取締役候補者とする理由

候補者は、当社において、店舗開発業務を中心に豊富な経験を有し、現在、専務取締役を務める等、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

再任

たけだ
武田

まさのり
政則

(1966年1月10日生)

所有する当社株式の数
8,034株

取締役会への出席状況
10回中10回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年3月 当社入社
2008年2月 当社人材採用部マネジャー
2012年10月 株式会社ニトリ商品部ソフトマーチャンダイズマネジャー
2013年9月 株式会社ニトリ商品部家具マーチャンダイズマネジャー
2014年5月 当社執行役員
株式会社ニトリ商品部家具マーチャンダイズマネジャー
2015年10月 当社執行役員
株式会社ニトリ商品部ゼネラルマネジャー
2016年5月 当社上席執行役員
株式会社ニトリ商品部ゼネラルマネジャー
2017年5月 当社常務取締役 (現任)
株式会社ニトリ常務取締役商品部ゼネラルマネジャー (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営部、人材採用部、商品部等において、主要な業務を幅広く経験し、現在は、当社常務取締役及び株式会社ニトリ常務取締役商品部ゼネラルマネジャーを務める等、豊富な業務経験と経営に対する高い見識を有することから、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

あんど う たかはる
安藤 隆春 (1949年8月31日生)

所有する当社株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
13回中12回 (92.3%)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 警察庁入庁
1994年9月 群馬県警察本部長
1999年8月 警視庁公安部長
2004年8月 警察庁長官官房長
2007年8月 警察庁次長
2009年6月 警察庁長官
2011年10月 退官
2013年5月 当社社外取締役（現任）
2014年6月 株式会社東横イン社外取締役（現任）
2016年6月 株式会社アミューズ社外取締役（現任）
2017年6月 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、警察庁長官をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識に基づき、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対し適切な監督・助言をいただいております。候補者は直接企業経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、選任をお願いするものであります。
社外取締役在任年数：5年（本総会終結時）

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安藤隆春氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、15頁をご参照ください。
なお、安藤隆春氏は、2012年5月より2013年5月に当社社外取締役に就任するまでの間、当社の特別顧問（非常勤）を務めておりました。これは、同氏の豊富な経験や見識に基づき、経営全般に意見・助言をいただくとともに、家具小売業界の状況や当社の業態等について知見を得ていただくことを主たる目的としたものであります。その報酬は年間1,000万円未満であり、僅少なものと考えております。
3. 安藤隆春氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 安藤隆春氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 武田政則氏の取締役会への出席状況につきましては、同氏が取締役に就任した2017年5月11日以降の取締役会について記載しております。
6. 取締役玉上宗人氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1 <input type="checkbox"/> 再任	くぼ たかお 久保 隆男	取締役 (常勤監査等委員)	13回中13回 (100%)	7回中7回 (100%)
2 <input type="checkbox"/> 再任	たけしま かずひこ 竹島 一彦 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	13回中13回 (100%)	7回中7回 (100%)
3 <input type="checkbox"/> 再任	すずき かずひろ 鈴木 和宏 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	13回中11回 (84.6%)	7回中6回 (85.7%)
4 <input type="checkbox"/> 再任	たつおか つねよし 立岡 恒良 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	13回中12回 (92.3%)	7回中7回 (100%)

候補者
番号 1
再任

くぼ たかお
久保 隆男 (1946年1月14日生)

所有する当社株式の数
23,652株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
7回中7回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月	当社入社	2010年8月	株式会社ニトリ監査役（現任）
1989年2月	当社経営政策室長		株式会社ホームロジスティクス
1993年5月	当社常勤監査役		監査役（現任）
2001年5月	当社取締役経営企画室長	2016年5月	当社取締役（常勤監査等委員）
2003年4月	当社取締役社長室長		（現任）
2004年5月	当社常勤監査役		

取締役候補者とする理由

候補者は、当社において取締役・監査役を務め、当社の経営全般に亘る豊富な経験を持ち、また財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 2
再任

たけしま かずひこ
竹島 一彦 (1943年3月16日生)

所有する当社株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
7回中7回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年4月	大蔵省（現 財務省）入省	2001年1月	内閣官房副長官補
1994年7月	大蔵省大臣官房総務審議官	2002年7月	公正取引委員会委員長
1995年5月	経済企画庁（現 内閣府） 長官官房長	2012年9月	退任
1997年7月	国税庁長官	2013年5月	当社取締役（社外取締役）
1998年1月	内閣官房内閣内政審議室長	2013年6月	日本空港ビルデング株式会社 社外監査役（現任）
		2016年5月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、公正取引委員会委員長をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識に基づき、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対し適切な監督・助言をいただいております。候補者は直接企業経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、選任をお願いするものであります。

社外取締役在任年数：5年（本総会終結時）
監査等委員である取締役在任年数：2年（本総会終結時）

社外

独立

候補者
番号

3

再任

社外

独立

すずき かずひろ
鈴木 和宏 (1951年9月4日生)

所有する当社株式の数
- 株

取締役会への出席状況
13回中11回 (84.6%)
監査等委員会への出席状況
7回中6回 (85.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	検事任官	2014年5月	弁護士登録 (第一東京弁護士会)
2009年1月	最高検察庁刑事部長	2014年6月	公益財団法人国際研修協力機構 理事長 (現任)
2010年6月	東京地方検察庁検事正	2015年5月	当社監査役 (社外監査役)
2011年8月	広島高等検察庁検事長	2015年6月	株式会社埼玉りそな銀行 社外監査役 (現任)
2012年6月	福岡高等検察庁検事長	2016年5月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年1月	退官		

社外取締役候補者とする理由

候補者は、福岡高等検察庁検事長をはじめ要職を歴任された法曹であり、これまで当社の社外取締役として、その豊富な経験と専門的な見識を活かして当社の経営に適切な意見をいただいております。候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、選任をお願いするものであります。

社外取締役在任年数：2年 (本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数：2年 (本総会終結時)

候補者
番号 4

再任

社外

独立

たつおか つねよし
立岡 恒良 (1958年1月29日生)所有する当社株式の数
- 株取締役会への出席状況
13回中12回 (92.3%)
監査等委員会への出席状況
7回中7回 (100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980年4月	通商産業省（現 経済産業省）入省	2013年6月	経済産業事務次官
2008年7月	経済産業省製造産業局次長	2015年7月	退官
2009年7月	経済産業省総括審議官	2016年5月	当社社外取締役（監査等委員） （現任）
2010年1月	内閣官房内閣審議官		
2011年8月	経済産業省大臣官房長	2016年6月	旭化成株式会社社外取締役 （現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、経済産業事務次官をはじめ要職を歴任され、その豊富な経験と専門的な見識を当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に活かしていただいております。候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、選任をお願いするものであります。

社外取締役在任年数：2年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：2年（本総会終結時）

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
なお、鈴木和宏氏が理事長を務める公益財団法人国際研修協力機構と当社グループとの間には、直近事業年度において、取引関係はありません。
2. 竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏は、社外取締役候補者であり、また、全員が、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、15頁をご参照ください。
3. 竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、本議案において、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 久保隆男氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間でそれぞれ当該責任限定契約を継続する予定であります。

ご参考

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社において、社外取締役のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役を独立取締役として、指定するものとする。

- ① 現在及び過去10年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
- ③ 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者及び当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
- ④ 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
- ⑤ 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- ⑥ 当社または当社子会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
- ⑦ 過去3年間に於いて②から⑥に該当する者。
- ⑧ 配偶者または二親等内の親族が、①から⑦に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
- ⑨ その他、①から⑧に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

以 上

注1：直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先をいう。

注2：直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先、もしくは直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

注3：業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

第3号議案 会計監査人選任の件

監査等委員会の決定に基づき、当社の会計監査人について、本株主総会終結の時をもって任期満了となる新日本有限責任監査法人に代えて、新たに有限責任監査法人トーマツの選任をお願いするものであります。

1. 新たな会計監査人として有限責任監査法人トーマツを候補者とした理由

監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制について監査等委員会で定める会計監査人評価・選定基準に基づき検討を行い、適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ		
主たる事務所所在地	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ		
海外提携先	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド		
沿 革	1968年 5 月	等松・青木監査法人設立	
	1975年 5 月	トウシュ ロス インターナショナル (TRI) (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL)) へ加盟	
	1986年10月	監査法人サンワ事務所と合併し、法人名称を「サンワ・等松青木監査法人」に変更	
	1990年 2 月	監査法人三田会計社と合併し、法人名称を「監査法人トーマツ」に変更	
	2009年 7 月	有限責任監査法人へ移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ」に変更	
概 要	資本金	968百万円 (2018年2月末日現在)	
	構成人員	社員 (公認会計士)	530名
		特定社員	51名
		職員 公認会計士	2,829名
		公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,188名
		その他専門職	1,791名
		事務職	293名
合計	6,682名 (2018年2月末日現在)		
監査関与会社	3,399社 (2017年5月末日現在)		

以 上

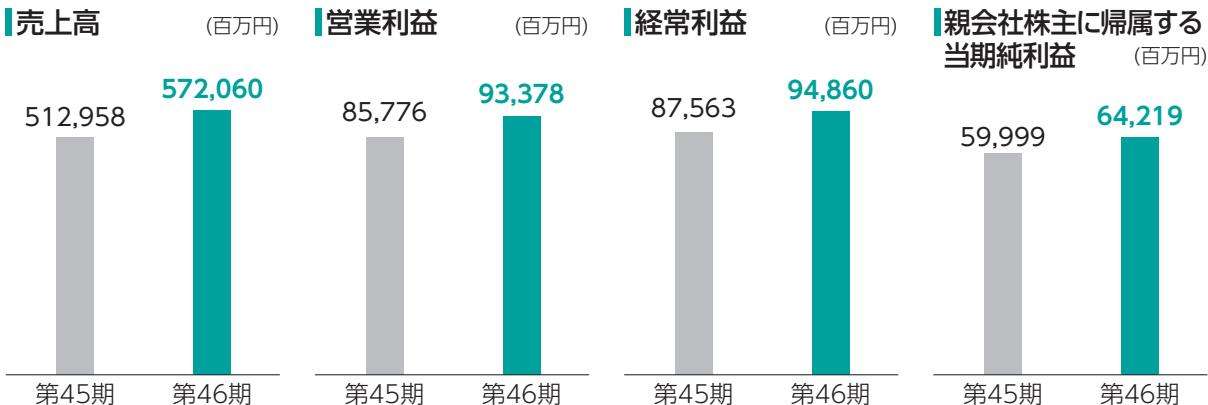
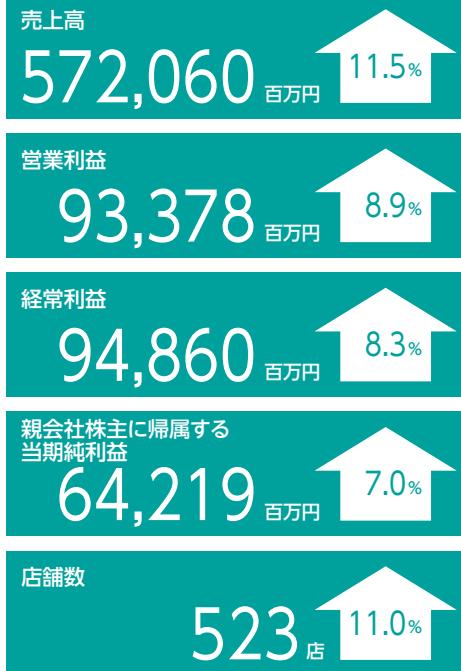
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2017年2月21日から2018年2月20日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしましたが、地政学的リスク、中国をはじめとするアジア新興国等の経済動向や欧米の政策動向による海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響により依然として先行き不透明な状態が続いております。

家具・インテリア業界におきましても、業態を越えた販売競争の激化及び物流コストの上昇等により引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ）は、2017年12月に創業50周年の節目を迎えました。これまで「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマン（大志）のもとで業界慣行や過去の成功体験にとらわれずに様々なチャレンジを続けてまいりました。これから



も進化し成長し続ける企業であるために、創業以来大切にしてきた「現状否定」の文化のもと改革への挑戦を続けてまいります。

営業概況といたしましては、積極的な新規出店による人件費及び賃借料の増加や既存店の計画改装の推進による展示什器費等の増加、物流コストの増加により販管費率が上昇したものの、寝具・寝装品やベッドルーム家具、ソファが売上を牽引し、為替予約も荒利益率改善に寄与した結果、31期連続増収増益となりました。以上の結果、売上高は5,720億60百万円（前期比11.5%増）、営業利益は933億78百万円（前期比8.9%増）、経常利益は948億60百万円（前期比8.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は642億19百万円（前期比7.0%増）となりました。

① 家具・インテリア用品の販売

当社グループの取り組みといたしましては、パーティカルマーチャンダイジングを継続して推進し、原材料の集約化による原価低減と品質向上に取り組むほか、パッケージサイズの小型化や梱包材の改善により物流コストの低減に努めてまいりました。また、コーディネート提案に注力し、さまざまな色柄の組み合わせが低価格で楽しめるプライス・ブランド「DAY Value」に加え、本物の素材感やデザイン性と高い品質にこだわり“ワンランクアップ”を意識した新たなライフスタイルを提案するクオリティ・ブランド「&Style」の商品展開を開始し、客層拡大に努めております。

当連結会計年度における販売実績といたしましては、ホームファッション商品では、接触冷感素材を使用した「Nクール」及び吸湿発熱素材を使用した「Nウォーム」シリーズが、さらなる品質の向上及び品種の拡大と安定した商品供給体制の構築も手伝って前年を大きく上回る売上となりました。また、季節ごとにお部屋の模様替えを提案する商品企画「PARADISE」「Seaside Villa」「WINTER HOLIDAY」「WEEKEND TRIP」の各シリーズは、いずれも高いデザイン性とコーディネート提案がお客様に支持されて好調に推移いたしました。家具では、商品のバリエーションを増やした自社開発のベッドマットレス「Nスリープ」が継続して好調に売上を牽引したほか、引っ掻きに強く耐摩耗性に優れた合成皮革「N-Shield」を使用したソファの販売も好調に推移いたしました。

E C事業におきましては、SNSの発信をはじめとしたデジタルコミュニケーションの活用や、スマートフォンアプリ「手ぶらdeショッピング」の導入等により店舗とE Cのシームレス化の推進を行っております。また、ニトリネットにおける売上も好調に推移しております。

物流面におきましては、発送配達費の高騰などにより物流コストが上昇傾向にある中、人材不足やEコマース市場拡大による物流需要の増加に対応する取り組みの一環として、コンテナ内の商品の積み下ろし作業負荷を軽減するデバンニングアシストマシーン「EL-De/VAN(エルデバン)」を村田機械株式会社と共同開発し導入したほか、日本ロジスティクスシステム協会主催の全日本物流改善事例大会2017において、積み下ろし作業と車両運転の作業を分離することで車両不足の解消とドライバーの拘束時間の削減を実現した「スワップボディコンテナ」の導入効果が評価され「物流合理化努力賞」を受賞いたしました。これらの取り組みにより作業効率と労働安全衛生を向上させ、物流機能の強化を図ってまいります。

当連結会計年度における国内の出店状況につきましては、都心部では最大級の売場面積を展開する渋谷公園通り店の出店や東武池袋店をはじめとする百貨店への出店、新小型店フォーマット「ニトリEXPRESS」の出店など積極的に出店した結果、店舗数は39店舗増加し467店舗となりました。オリジナル商品の開発が進む小商圈フォーマット「デコホーム」では、順調に売上を伸ばすとともにローコストオペレーションの運営を徹底し、業績も好調に推移しております。海外の出店状況につきましては、台湾で出店2店舗、閉店2店舗、中国で13店舗を出店した結果、店舗数は台湾27店舗、米国5店舗、中国24店舗と合わせて56店舗となり、当連結会計年度末における国内・海外の合計店舗数は523店舗となりました。

中国事業におきましては、2017年7月に上海3号店となる上海徐家匯店（ジョカワイ）を中国における旗艦店として出店したほか、華北、華南及び西南地区への進出も果たし、安定した商品供給体制を構築すべく物流センターの開設も順次進めております。加速する出店と事業拡大に備え、貿易輸出入ライセンス取得による直輸入体制を構築し、輸入コスト削減も実現しております。

その他の活動といたしましては、2017年5月に安価で良質な住宅の供給による「住まい方」変革を理念に掲げるリノベーション住宅販売の株式会社カチタスと資本業務提携をいたしました。これにより、人材やその他の経営資源を共用することによる相乗効果を上げ、商品販売チャネルの拡大とリフォーム事業における新たな価値の創造を図ってまいります。

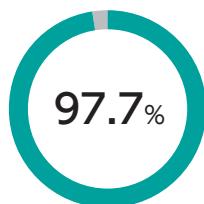
C S Rに関する取り組みといたしましては、北海道のさらなる観光発展に寄与するため、「小樽芸術村」に「旧三井銀行小樽支店」及び「似鳥美術館」を公開し、2017年9月に本施設をグランドオープンいたしました。国内外の多くの方々々が優れた文化・芸術に触れ、情操を育み、感動を共有できる場所にしてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の家具・インテリア用品の販売事業の売上高は、5,589億6百万円（前期比11.4%増）となりました。

② その他

不動産賃貸収入及び広告・宣伝事業等により、当連結会計年度のその他の事業の売上高は、131億53百万円（前期比15.7%増）となりました。

家具・インテリア用品の販売

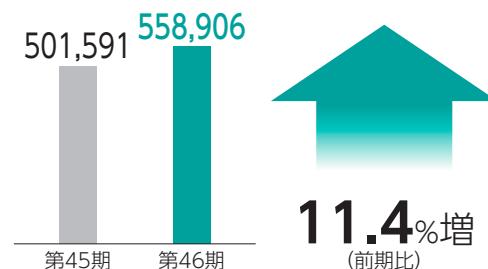


売上高構成比

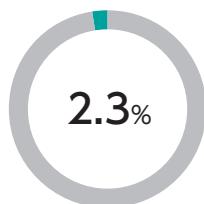
主な事業内容

- 家具・インテリア用品の
販売・製造・輸入 等

売上高 (百万円)



その他

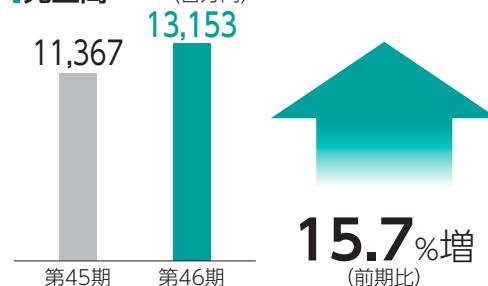


売上高構成比

主な事業内容

- 不動産賃貸業
- 広告サービス
- 物流サービス 等

売上高 (百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は641億72百万円で、主に店舗の新設及び来期以降の出店に係るものであります。

(3) 対処すべき課題

「2032年、3,000店舗・売上高3兆円」に向けた3つの重点課題に取り組んでいます。

当社グループは、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するために、中長期ビジョンである「2022年1,000店舗、2032年3,000店舗」の達成に向けた経営戦略を策定しております。主な内容として、2013年～2022年の10ヶ年テーマに「グローバル化と事業領域の拡大」を掲げ、そこに至る戦略として、2018年～2020年は「海外高速出店と成長軌道の確立」、2021年～2022年は「グローバルチェーン確立に向けた経営基盤再構築」に努めてまいります。

中長期経営計画の達成に向けた取り組むべき課題として、1)「グループ成長軌道の確立と新たな挑戦」、2)「お客様の暮らしを豊かにする商品・店・サービスの提供」、3)「グローバルチェーンを支える組織と仕組み改革」の3つの課題を設定し、全社横断的に課題に取り組むことでグローバル企業としての経営基盤を確立するとともに、より一層の企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、以上のような中長期経営計画の達成に向けた諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。

戦略 1

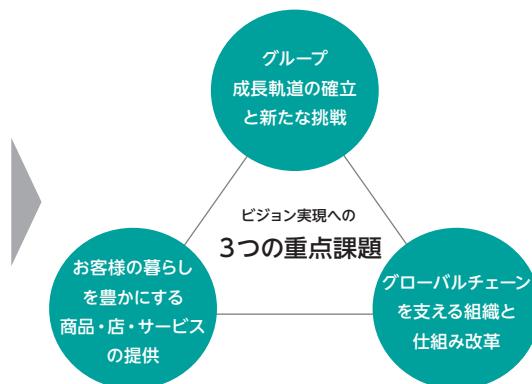
2018～2020年

海外高速出店と成長軌道の確立

戦略 2

2021～2022年

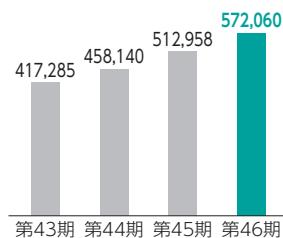
グローバルチェーン確立に向けた
経営基盤再構築



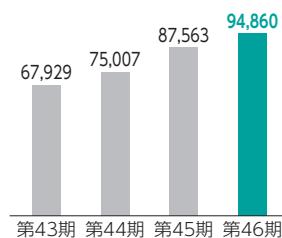
(4) 財産及び損益の状況

科目	第43期 2015年2月期	第44期 2016年2月期	第45期 2017年2月期	第46期 2018年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	417,285	458,140	512,958	572,060
経常利益 (百万円)	67,929	75,007	87,563	94,860
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	41,450	46,969	59,999	64,219
1株当たり当期純利益 (円)	376.14	425.10	540.93	574.49
総資産 (百万円)	404,793	414,541	487,814	550,507
純資産 (百万円)	310,531	330,968	394,778	441,668
1株当たり純資産額 (円)	2,806.99	2,981.27	3,530.51	3,938.89

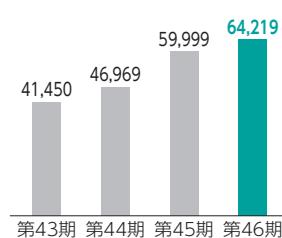
売上高 (単位:百万円)



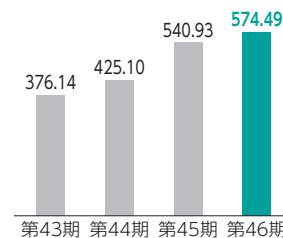
経常利益 (単位:百万円)



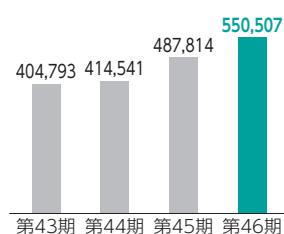
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



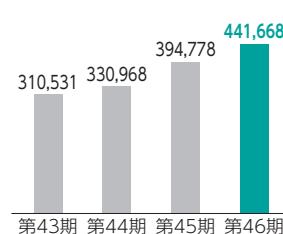
1株当たり当期純利益 (単位:円)



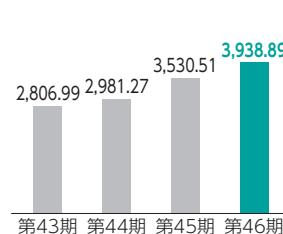
総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



(5) 主要拠点等 (2018年2月20日現在)

① 当社本社及び本部

札幌本社……………札幌市北区
 東京本部……………東京都北区
 大阪本部……………大阪府豊中市

② 物流センター

札幌物流センター……………札幌市手稲区
 関東物流センター……………埼玉県白岡市
 横浜物流センター……………横浜市中区
 川崎物流センター……………川崎市川崎区
 大阪物流センター……………大阪府茨木市
 関西物流センター……………神戸市中央区
 九州物流センター……………福岡県篠栗町

③ 家具製造工場

ハノイ工場……………ベトナム社会主義共和国ハノイ市
 バリアブントウ工場…ベトナム社会主義共和国バリア・ブントウ省



(6) 重要な子会社の状況(2018年2月20日現在)

①重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニトリ	1,000百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
株式会社ホームロジスティクス	490百万円	100.0%	物流サービス事業
宜得利家居股份有限公司	TWD 940百万	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（中国）投資有限公司	RMB 198百万	100.0%	グループ会社の経営管理
明応商貿（上海）有限公司	RMB 7百万	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居有限公司	RMB 50百万	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居销售有限公司	RMB 3百万	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（太倉）商貿物流有限公司	RMB 399百万	100.0%	商品輸入代行
NITORI USA, INC.	USD 71百万	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
NITORI FURNITURE VIETNAM EPE	VND 78,420百万	100.0% (100.0%)	家具製造
NITORI FURNITURE Ba Ria-Vung Tau Co.,Ltd.	VND 1,949,689百万	100.0%	家具製造
株式会社ニトリパブリック	150百万円	100.0%	広告事業
株式会社ホーム・デコ	28百万円	100.0%	カーテン製造

(注) 1. 議決権比率欄の（ ）書きは、間接所有分であります。

2. 当社の連結子会社であった上海利橋実業有限公司は当連結会計年度において、当社グループが保有する出資持分の全てを譲渡したことに伴い、連結子会社から除外いたしました。

3. 2017年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるP.T. NITORI FURNITURE INDONESIAを清算することを決議しており、現在同社は清算手続中であります。

4. 似鳥（上海）家居销售有限公司は当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

②重要な関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カチタス	3,778百万円	36.0%	中古住宅再生事業

(注) 当連結会計年度において株式を取得したことに伴い、株式会社カチタスを持分法適用の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容(2018年2月20日現在)

当社グループは、当社と連結子会社23社及び持分法適用会社1社により構成され、家具・インテリア用品の販売事業とその他の事業に区別されております。家具・インテリア用品の販売事業では、家具・インテリア用品の販売・製造・輸入等を、その他の事業では、不動産賃貸業、広告サービス、物流サービス等を行っております。

(8) 企業集団の従業員の状況(2018年2月20日現在)

区分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
家具・インテリア用品の販売	10,000 (14,403)	207 (2,514)
その他	74 (10)	△27 (△5)
全社 (共通)	292 (37)	17 (△1)
合計	10,366 (14,450)	197 (2,508)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 全社 (共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(9) 主要な借入先及び借入額(2018年2月20日現在)

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	10,000百万円

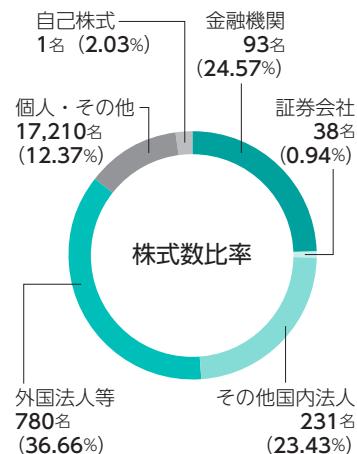
2 会社の状況に関する事項(2018年2月20日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 288,000,000株
- ② 発行済株式の総数 114,443,496株 (うち自己株式2,322,256株)
- ③ 株主数 18,353名
- ④ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニトリ商事	20,799	18.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,515	4.03
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	4,277	3.81
公益財団法人似鳥国際奨学財団	4,000	3.57
株式会社北洋銀行	3,860	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,812	3.40
似鳥 昭雄	3,409	3.04
似鳥 百百代	3,078	2.75
日本生命保険相互会社	2,056	1.83
全国共済農業協同組合連合会	2,007	1.79

所有者別株式分布状況



- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 自己株式2,322,256株は上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、証券投資信託及び退職給付信託を受けている株式であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第6回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	173個	普通株式 17,300株	自2017年7月15日 至2020年7月14日	1株につき 5,650円	3人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた者は当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当であると認めた場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権を譲渡するには取締役会の決議による承認を要します。

第7回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有人数
取締役 (社外取締役を除く)	35個	普通株式 3,500株	自2017年7月1日 至2020年6月30日	1株につき 5,540円	2人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた者は当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当であると認めた場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権を譲渡するには取締役会の決議による承認を要します。
3. 取締役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2011年5月12日の株主総会の決議に基づき発行した第4回・第5回新株予約権につきましては、2017年3月29日に行使期間が終了いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2018年2月20日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	似鳥 昭雄	株式会社トトリ代表取締役会長 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー 株式会社トトリパブリック取締役ファウンダー 株式会社トトリファシリティ代表取締役会長 コーナン商事株式会社社外取締役 株式会社イズミ社外取締役
代表取締役社長	白井 俊之	株式会社トトリ代表取締役社長 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 株式会社トトリパブリック代表取締役会長 株式会社トトリファシリティ代表取締役社長 株式会社ホーム・デコ代表取締役会長 似鳥 (太倉) 商貿物流有限公司董事長 似鳥 (中国) 投資有限公司董事長 株式会社カチタス社外取締役
専務取締役	池田 匡紀	中国販売事業担当 株式会社トトリ専務取締役 似鳥 (中国) 投資有限公司総経理
専務取締役	須藤 文弘	店舗開発部ゼネラルマネジャー
常務取締役	武田 政則	株式会社トトリ常務取締役商品部ゼネラルマネジャー
常務取締役	玉上 宗人	総合企画室室長兼広報部マネジャー 株式会社カチタス社外監査役
取締役	安藤 隆春	株式会社東横イン社外取締役 株式会社アミューズ社外取締役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	久保 隆男	株式会社トトリ監査役 株式会社ホームロジスティクス監査役
取締役 (監査等委員)	竹島 一彦	日本空港ビルデング株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	鈴木 和宏	公益財団法人国際研修協力機構理事長 株式会社埼玉りそな銀行社外監査役
取締役 (監査等委員)	立岡 恒良	旭化成株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役安藤隆春氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 久保隆男氏は、当社における長年の職務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、久保隆男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役安藤隆春氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。これら各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、15頁をご参照ください。
5. 当社と取締役安藤隆春氏、久保隆男氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。
6. 取締役宮古小進氏及び川村隆氏は、2017年5月11日付けで、任期満了により退任いたしました。
7. 2017年5月11日開催の第45回定時株主総会において、武田政則氏及び玉上宗人氏が新たに取締役に選任され、同日付で常務取締役に就任しました。
8. 専務取締役池田匡紀氏につきましては、2018年4月11日付けで、専務取締役海外販売事業担当となり、同日付で似鳥 (中国) 投資有限公司総経理を退任いたしました。

9. 当社は、経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、経営の意思決定機能と業務執行機能を明確に区分し、経営全体の効率化とスピードアップを図るため執行役員制度を導入しております。

常務執行役員 風晴雄一

上席執行役員 松浦 学、安孫子尋美、東井芳隆

執行役員 小林秀利、工藤 正、小田聡一、五十嵐明生、田谷野一吉、武井 直、齊藤めぐみ、田岡 敬、大澤俊一、英利アブライティ

計14名

② 取締役の報酬等の額

区 分	員数	報酬等の額	摘要
取締役（監査等委員を除く）	9名	385百万円	（うち社外取締役 2名 16百万円）
取締役（監査等委員）	4名	46百万円	（うち社外取締役 3名 30百万円）

(注) 上記の報酬等の額には、ストック・オプションのうち、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額（4百万円）が含まれております。

③ 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に則って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

(イ) 方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけているところ、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役等の非業務執行取締役を除きます。以下、「業務執行取締役」といいます。）の報酬を、基本報酬と業績連動型報酬に分け、特に業績連動型報酬については、当社の中長期的な業績の向上による企業価値及び株主共同の利益の持続的な向上への貢献意識を高めるため、報酬と会社業績との連動性をより明確にした上で、報酬全体に占める割合を適宜・適切に設定いたします。

(ロ) 報酬の構成

(1) 業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、定額の基本報酬と、会社業績等によって支給額が変動する業績連動型報酬とで構成します。

また、業績連動型報酬は、事業年度毎の業績等に連動する賞与（短期インセンティブ報酬）と、2事業年度毎の対象期間中の会社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象期間終了後に当社普通株式を支給する株式報酬（中期インセンティブ報酬）とで構成します。

なお、上記株式報酬においては、適用を受ける各取締役毎に決定される「基準交付株式数」（各取締役毎の職位や対象期間中の単年度における業績目標の達成率等を考慮して決定されます。）に、各取締役毎について設定される「各数値目標」（全社目標（連結営業利益、連結売上高等）、個人目標（担当部門業績等）等の中から設定されます。）毎の配分割と、各数値目標に対する達成率を基礎として決定される「各業績連動係数」（0%から200%の範囲で定めております。）とをそれぞれ乗じることにより得られる、各数値目標に係る株式数を合計することにより、各取締役毎の交付株式数を算出します。

また、業務執行取締役（本制度に基づく株式の交付後に退任する取締役を含みます。）は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進めるといった観点から、当社取締役会が定める株式保有ガイドラインに従って、本制度に基づいて交付を受けた株式を一定期間継続保有することとしております。本制度に基づき当初の対象期間（2017年2月21日から2019年2月20日まで）に関して交付を受ける株式については、当該株式保有ガイドラインにおいて、交付後3年間の譲渡制限を課しております。

(2) 監査等委員である取締役等の非業務執行取締役（以下、本（2）において「非業務執行取締役」といいます。）

非業務執行取締役の報酬は、原則として、定額の基本報酬で構成します。短期及び中長期インセンティブとしての業績連動型報酬の支給はいたしません。

(ハ) 報酬決定に関する手続き

当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

各報酬の決定に関する手続は以下のとおりとなります。

(1)基本報酬

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、当該監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(2)業績連動型の賞与（短期インセンティブ報酬）

業務執行取締役の賞与支給額は、会社業績等に基づき各取締役毎に金額を算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会で承認された取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な支給額を決定します。

非業務執行取締役に対する賞与の支給はありません。

(3)業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

業務執行取締役の業績連動型株式報酬については、対象期間満了後、取締役会において、当該対象期間における会社業績等の数値目標の達成率等に応じて決定される交付株式数を基礎として、各取締役について、現物出資に供するための金銭報酬債権の額及び当社普通株式の取得に伴い負担することとなる納税費用相当の金銭額を、株主総会で承認された業績連動型株式報酬の限度額の範囲内で、決定します。非業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬の支給はありません。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木和宏氏は、公益財団法人国際研修協力機構理事長であります。同法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役安藤隆春氏は、株式会社東横インの社外取締役、株式会社アミューズの社外取締役及び株式会社センショーホールディングスの社外取締役であります。これら各社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役竹島一彦氏は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役鈴木和宏氏は、株式会社埼玉りそな銀行の社外監査役であります。同銀行と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役立岡恒良氏は、旭化成株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の活動状況

区分	取締役会（13回開催）	
	出席回数	出席率
社外取締役 安藤隆春	12回	92.3%

- (注) 1. 上記取締役は出席した取締役会において、自らの経歴並びに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

監査等委員である取締役の活動状況

区分	取締役会（13回開催）		監査等委員会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役（監査等委員）竹島一彦	13回	100.0%	7回	100.0%
社外取締役（監査等委員）鈴木和宏	11回	84.6%	6回	85.7%
社外取締役（監査等委員）立岡恒良	12回	92.3%	7回	100.0%

- (注) 1. 上記各取締役（監査等委員）とも出席した取締役会及び監査等委員会において、自らの経歴並びに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

項目	支払額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
ロ. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NITORI FURNITURE VIETNAM EPE、似鳥（太倉）商貿物流有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積の算出根拠等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意いたしました。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、デューデリジェンス調査対応業務についての対価を支払っております。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用される企業行動基準を定め、それをすべての役員、使用人に周知徹底させるものとする。
 - (ロ) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、当社グループ全体の観点から定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (ハ) 当社グループの役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を高め、それを尊重する意識を向上させる。
 - (二) 法令遵守上に疑義がある行為等に関して、当社グループの使用人が直接通報する手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による内部通報窓口を設置、運営する。
 - (ホ) 反社会的勢力の排除のため、対応方針等を当社グループ内に構築し、その体制を整備するとともに、すべての役員、使用人に周知徹底させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行に係る重要な文書の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存及び管理する。
 - (ロ) 重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄については、文書取扱規程に基づき適正に実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (イ) 当社は、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社取締役会における報告等を通じて当社に対し定期的な報告を義務づけるものとする。
 - (ロ) グループ各社において、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事態が発生した場合は、グループ各社の取締役等は、直ちに当社のリスク管理担当役員及び関連部署に報告することを義務づけるものとする。
- ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を設置する。リスク管理担当部署は、リスク管理規程を制定し、当社グループ全体の観点からリスクの評価及び管理体制の構築及び運用を行う。
 - (ロ) 当社各部門及びグループ各社は、自部門・自社に関するリスクの管理を行い、各部門長及び各社社長は、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 会社として達成すべき目標を明確にした当社グループ全体に係る中期経営計画に基づき、当社グループの取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにするものとする。
 - (ロ) 当社グループにおいて、部門ごとの職務執行体制を細分化し、業績への責任を明確にするとともに、スペシャリストによる人的効率の向上を図る。
 - (ハ) 意思決定プロセスの簡素化により迅速化を図るとともに、重要事項については合議制による専務常務会により慎重な意思決定を行うものとし、グループ各社にその遵守を求めるものとする。
 - (ニ) グループ内取引の公正を保つため、グループ内取引基準を策定し、適正化に努める。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会補助スタッフを置き、必要人員を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会補助スタッフを置いた場合、当該スタッフの独立性を確保するため、人事異動、評価等の人事権に関して、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - (ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、業務執行の状況について、取締役会において随時報告するとともに、当社の監査等委員会から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - (ロ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直接もしくは内部監査担当部署等の関連部署を通じて、直ちに当社の監査等委員会に報告を行うものとする。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、定期的に当社グループの監査を行い、その結果を当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ニ) 内部通報窓口担当部署は、その運用状況・通報内容等を随時当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ホ) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者及び内部通報窓口に通報した者に対し、当該報告・通報したことにより解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、周知徹底するものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査等委員がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。その他、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとし、常勤の監査等委員は、専務常務会等の重要な会議に出席する。
 - (ロ) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (ハ) 監査業務遂行上、必要に応じて弁護士、公認会計士より助言を受ける機会を保障する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

① コンプライアンスに関する取組み状況

当社は、当社グループの内部統制を強化すべく、各社の業態や役割に応じたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。特に海外子会社においては、コンプライアンス研修とは別にグローバル管理部門ミーティングを実施しており、海外特有のリスク情報や法改正情報を共有しております。

また、「グループ内部通報規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報やアンケート等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、海外子会社を含めた内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、専務常務会を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しております。取締役会における議案の審議、業務執行の状況等の報告では、社外取締役との活発な議論や意見交換がなされております。また、重要な業務執行の主要な部分について、決定権限の代表取締役への委任を図っており、これらによって、意思決定の適正性、効率性及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項の報告については、各社ごとに達成すべき営業目標を設定した上で、当社取締役会への定期的な報告を求めることにより、子会社の取締役等の職務の執行状況の監督を適切に行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、当社グループが被る損失または不利益を最小限とするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練を実施するとともに、毎月開催している「リスク対策会議」では、リスクの見直しを進め、新たな課題への対策を実施することで当社グループのリスク管理体制を強化しております。

④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、常勤の監査等委員が取締役会、専務常務会、課題進捗会議等の重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについては、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行う等、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、監査等委員会の指示に基づき、監査業務を補助する専任者を置く等、監査の実効性を確保しております。その他、代表取締役並びに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

そもそも、当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、ロマンとビジョンを共有する人財の能力を結集し、現状否定や挑戦を重んじる「企業文化」を活かすことにより、当社グループの企業価値の源泉である1)「製造物流小売業」としての効率的かつ魅力的な商品開発力、2)商品製造の海外拠点及び製造された商品の輸入・配送に関する独自開発の物流システム、並びに3)「暮らし提案企業」としてのトータルコーディネート力等を強化するとともに、中長期経営計画に基づく諸施策を適時・適切に実行していくことが必要不可欠であります。当社の株式の大量買付を行う者は、これらの企業価値の源泉を理解いただいた上で、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させる者である必要があると認識しております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社グループは、品質・機能が維持された商品をお求め易い価格で提供することをテーマに商品の開発・製造等を行っており、さらに住空間をトータルコーディネートする楽しさを提案することにより、企業価値を向上させてまいりました。この企業価値の源泉は、1)「製造物流小売業」としての効率的かつ魅力的な商品開発力、2)商品製造の海外拠点及び製造された商品の輸入・配送に関する独自開発の物流システム、3)「暮らし提案企業」としてのトータルコーディネート力等にあると考えております。

そして、当社グループの企業価値の源泉を支えるのは、海外の生産拠点・貿易拠点や物流センター等のインフラのみならず、原材料調達や商品開発等の能力に長け、また物流や情報収集等のノウハウを持った人財が、ロマンとビジョンを共有した上で、その能力等を結集することにあります。そのため、当社グループは、独自の人財育成システムを構築し、中長期的な観点から人財育成に取り組んでおり、チェンジ・チャレンジ・コンペティションを重んじる「企業文化」を大切に育てております。

上記のような「経営理念」や「企業文化」のもと、当社グループでは株主の皆様のご期待に応えられるよう、企業価値ひいては株主共同の利益の確保に努めてまいりました。

また、当社グループの国内の経営基盤は整備されつつあるものの、海外の経営基盤は磐石とはいえない状況であるため、中長期ビジョンの実現に向けたこの3ヶ年を「グローバルステージに向かうための足場固めの3年間」と位置付け、経営資源を重点的に投下して挑戦してまいります。

2018年度は、昨年設定した7つの課題を1)グループ成長軌道の確立と新たな挑戦、2)お客様の暮らしを豊かにする商品・店・サービスの提供、3)グローバルチェーンを支える組織と仕組み改革、の3つに集約し、全社横断的に課題に取り組んでおります。

これらの全社横断の革新活動を併せて強力に推進することにより、さらなる飛躍を図り、企業価値向上へ繋げてまいります。

また、当社は、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様が係る大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして、2016年4月12日付取締役会決議及び2016年5月13日付第44回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。本プランの概要は以下のとおりです。

① 対象となる買付等

本プランは、下記（イ）または（ロ）に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

（イ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

（ロ）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本プランの発動に係る手続

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある意向表明書を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様との判断等のために必要な所定の情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等からの情報等及び当社取締役会からの情報等を受領したと認めた場合、当該情報等の受領から原則として90日間が経過するまで、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

その上で、独立委員会は、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合や、一定の行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等、本プラン所定の発動事由のいずれかに該当すると判断した場合、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、買付等について発動事由の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、当社取締役会は、（イ）独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または（ロ）ある買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合に、株主の皆様に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額を払い込むことにより行使することができ、かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等及びその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることとなります。

本プランの有効期間は、第44回定時株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものであります。本プランは、更新に当たり株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、有効期間の満了前であっても、当社株主総会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等により株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性を有する社外役員等のみから構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitorihd.co.jp/ir/>) に掲載の2016年4月12日付当社IRニュース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(7) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様への負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当期末の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に応え、今後の引き続きのご支援をお願いすべく利益還元の一環として直近の配当予想のとおり47円といたします。2017年10月24日に1株当たり45円の間接配当を実施しておりますので、これにより当期の年間配当は合計92円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第46期 (2018年2月20日現在)	第45期(ご参考) (2017年2月20日現在)
資産の部		
流動資産	164,031	170,182
現金及び預金	63,339	70,560
受取手形及び売掛金	22,458	18,486
商品及び製品	49,690	46,520
仕掛品	56	92
原材料及び貯蔵品	2,985	2,354
繰延税金資産	5,309	1,001
為替予約	—	15,002
その他	20,191	16,174
貸倒引当金	—	△9
固定資産	386,476	317,631
有形固定資産	291,315	248,094
建物及び構築物	107,258	103,763
機械装置及び運搬具	4,273	3,899
工具、器具及び備品	6,179	5,379
土地	167,153	126,923
リース資産	2,330	2,514
建設仮勘定	4,120	5,615
無形固定資産	13,887	13,732
借地権	7,235	8,771
その他	6,652	4,961
投資その他の資産	81,273	55,804
投資有価証券	26,472	3,531
長期貸付金	804	856
差入保証金	14,813	15,720
敷金	21,880	20,515
繰延税金資産	5,447	2,952
その他	11,854	12,239
貸倒引当金	△0	△9
資産合計	550,507	487,814

科目	第46期 (2018年2月20日現在)	第45期(ご参考) (2017年2月20日現在)
負債の部		
流動負債	83,425	75,724
買掛金	19,607	16,001
1年内返済予定の長期借入金	2,000	625
リース債務	187	187
未払金	18,323	19,291
未払法人税等	17,399	15,630
繰延税金負債	—	564
賞与引当金	3,395	3,751
ポイント引当金	1,625	1,301
株主優待費用引当金	290	214
資産除去債務	4	44
その他	20,592	18,112
固定負債	25,413	17,310
長期借入金	8,000	—
リース債務	2,143	2,330
繰延税金負債	4	3
役員退職慰労引当金	228	228
退職給付に係る負債	2,713	2,634
資産除去債務	4,950	4,565
その他	7,373	7,548
負債合計	108,839	93,035
純資産の部		
株主資本	438,072	380,592
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	18,232	16,306
利益剰余金	415,108	361,103
自己株式	△8,640	△10,188
その他の包括利益累計額	2,918	13,100
その他有価証券評価差額金	796	884
繰延ヘッジ損益	△704	10,369
為替換算調整勘定	3,105	2,243
退職給付に係る調整累計額	△279	△396
新株予約権	677	940
非支配株主持分	—	144
純資産合計	441,668	394,778
負債・純資産合計	550,507	487,814

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第46期 (2017年2月21日から2018年2月20日まで)		第45期(ご参考) (2016年2月21日から2017年2月20日まで)	
売上高		572,060		512,958
売上原価		257,281		234,684
売上総利益		314,778		278,274
販売費及び一般管理費		221,400		192,497
営業利益		93,378		85,776
営業外収益				
受取利息	451		433	
受取配当金	36		34	
為替差益	—		102	
自動販売機収入	249		246	
有価物売却益	356		300	
工事負担金収入	36		147	
施設使用料収入	—		174	
持分法による投資利益	37		—	
債務免除益	206		—	
その他	459	1,833	425	1,865
営業外費用				
支払利息	69		59	
為替差損	235		—	
その他	47	351	19	78
経常利益		94,860		87,563
特別利益				
固定資産売却益	201		645	
補助金収入	—		80	
違約金収入	36		52	
新株予約権戻入益	49		7	
関係会社株式売却益	3,842		—	
その他	—	4,129	16	801
特別損失				
固定資産除売却損	130		73	
退店違約金等	46		148	
減損損失	5,417		10	
特別退職金	354		54	
解約違約金	—		190	
持分変動損失	256		—	
投資有価証券評価損	—		61	
その他	—	6,206	4	543
税金等調整前当期純利益		92,783		87,822
法人税、住民税及び事業税	30,875		28,565	
法人税等調整額	△2,310	28,564	△787	27,777
当期純利益		64,219		60,044
非支配株主に帰属する当期純利益		—		45
親会社株主に帰属する当期純利益		64,219		59,999

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第46期 2018年2月20日現在	第45期(ご参考) 2017年2月20日現在
資産の部		
流動資産	132,683	111,265
現金及び預金	16,668	11,736
売掛金	2,000	2,012
前払費用	461	466
繰延税金資産	282	464
短期貸付金	101,788	88,020
未収入金	1,726	1,661
未収還付法人税等	9,749	6,524
その他	6	378
固定資産	263,702	220,758
有形固定資産	157,224	145,544
建物	57,102	60,543
構築物	2,664	3,018
機械及び装置	857	939
車両運搬具	23	35
工具、器具及び備品	387	466
土地	94,490	78,687
リース資産	1,654	1,792
建設仮勘定	43	59
無形固定資産	4,414	4,482
借地権	3,957	3,957
ソフトウェア	454	522
その他	2	2
投資その他の資産	102,064	70,731
投資有価証券	3,391	3,531
関係会社株式	59,829	26,911
長期貸付金	469	496
従業員に対する長期貸付金	596	647
長期前払費用	5,381	5,825
繰延税金資産	4,385	4,160
差入保証金	11,768	12,512
敷金	13,548	13,916
その他	2,693	2,739
貸倒引当金	—	△9
資産合計	396,386	332,023

科目	第46期 2018年2月20日現在	第45期(ご参考) 2017年2月20日現在
負債の部		
流動負債	7,443	6,912
1年内返済予定の長期借入金	2,000	625
リース債務	138	138
未払金	2,451	4,089
未払法人税等	683	819
預り金	293	380
賞与引当金	182	235
株主優待費用引当金	290	214
その他	1,404	410
固定負債	19,452	11,768
長期借入金	8,000	—
リース債務	1,515	1,654
役員退職慰労引当金	145	145
長期預り敷金保証金	6,518	6,615
資産除去債務	2,742	2,772
その他	529	581
負債合計	26,895	18,680
純資産の部		
株主資本	368,016	311,518
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	15,825	14,939
資本準備金	13,506	13,506
その他資本剰余金	2,319	1,432
利益剰余金	346,888	292,484
利益準備金	500	500
その他利益剰余金	346,388	291,984
別途積立金	53,600	53,600
繰越利益剰余金	292,788	238,384
自己株式	△8,068	△9,276
評価・換算差額等	796	884
その他有価証券評価差額金	796	884
新株予約権	677	940
純資産合計	369,490	313,343
負債・純資産合計	396,386	332,023

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第46期 (2017年2月21日から2018年2月20日まで)		第45期 (ご参考) (2016年2月21日から2017年2月20日まで)	
売上高				
不動産賃貸収入	29,656		28,244	
関係会社受取配当金	59,900	89,556	42,737	70,982
売上原価				
不動産賃貸原価	22,271	22,271	21,930	21,930
売上総利益		67,284		49,051
販売費及び一般管理費		5,949		7,282
営業利益		61,335		41,769
営業外収益				
受取利息	540		460	
受取配当金	36		34	
経営指導料	5,393		7,864	
その他	399	6,369	679	9,039
営業外費用				
支払利息	60		53	
為替差損	0		64	
その他	0	61	2	120
経常利益		67,643		50,688
特別利益				
違約金収入	36		52	
投資有価証券売却益	—		16	
新株予約権戻入益	49		7	
その他	2	88	1	77
特別損失				
固定資産除売却損	23		1	
関係会社株式評価損	70		1,447	
投資有価証券評価損	—		61	
解約違約金	—		34	
その他	—	93	1	1,547
税引前当期純利益		67,637		49,219
法人税、住民税及び事業税	2,935		3,241	
法人税等調整額	5	2,940	△138	3,102
当期純利益		64,696		46,116

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月9日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸 浩 ④
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原 山 精 一 ④
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2017年2月21日から2018年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年4月9日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新居 伸浩 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2017年2月21日から2018年2月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2017年2月21日から2018年2月20日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月11日

株式会社ニトリホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 久保 隆 男 ㊞
 監査等委員 竹島 一彦 ㊞
 監査等委員 鈴木 和宏 ㊞
 監査等委員 立岡 恒良 ㊞

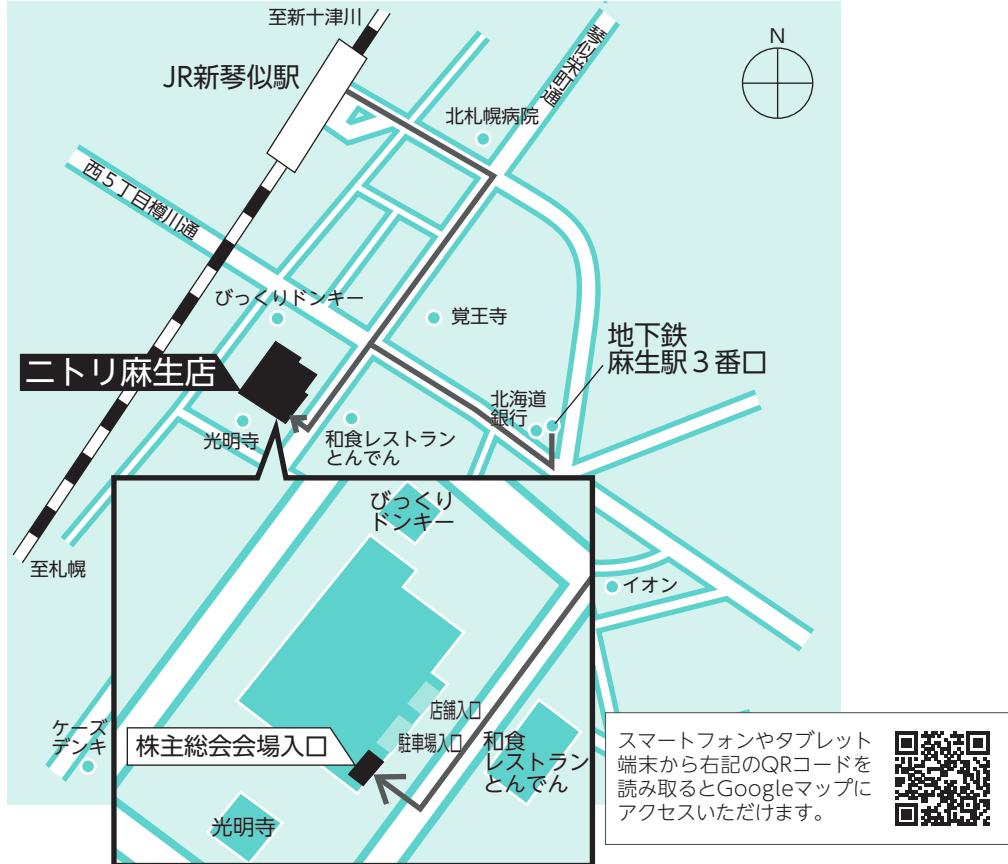
(注) 監査等委員竹島一彦、鈴木和宏及び立岡恒良は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニトリホールディングス 札幌本社6階会議室 (ニトリ麻生店階上)
札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 電話 011-330-6200 (代表)



交通機関

札幌市営地下鉄南北線 「麻生駅」 3番口より徒歩5分

J R 札幌線 (学園都市線) 「新琴似駅」 より徒歩7分

(当日は駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関等をご利用願います。)



この報告書は、FSC®認証紙と、
環境に優しい植物油インキを
使用して印刷しています。

